

○苫小牧市証明取扱所規則

平成6年7月25日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、証明取扱所(住民課の職員が駐在して証明事務等の取扱いを行う市役所外の場所をいう。以下同じ。)における証明事務等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(場所)

第2条 証明取扱所は、次に掲げる地区内において別に定める。

- (1) 豊川町地区
- (2) 住吉町地区
- (3) 沼ノ端中央地区
- (4) 表町地区

(取扱事務)

第3条 証明取扱所においては、次に掲げる証明事務等を取り扱うものとする。

- (1) 住民票の写し及び記載事項証明書の交付に係る取次ぎ等
- (2) 戸籍の謄本、抄本、記載事項証明書及び附票の写し並びに身分証明書の交付に係る取次ぎ
- (3) 印鑑登録証明書の交付に係る取次ぎ等
- (4) 前3号の文書の交付に係る手数料の収納
- (5) 前各号の事務を取り扱うために必要な事務
- (6) その他市長が必要と認める事務

(取扱時間)

第4条 証明取扱所における証明事務等の取扱時間は、午前8時45分から午後5時15分まで(表町地区の証明取扱所にあつては、午前9時から午後5時まで)とする。ただし、次の各号に掲げる証明取扱所にあつては、当該各号に定める日には証明事務等を取り扱わないものとする。

- (1) 豊川町地区、住吉町地区及び沼ノ端中央地区の証明取扱所 苫小牧市の休日に関する条例(平成3年条例第17号)第1条第1項に規定する休日
- (2) 表町地区の証明取扱所 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(同法第2条に規定する「国民の祝日」が日曜日に当たるときを除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、必要と認めるときは、前項の取扱時間を変更し、又は臨時に証明事務等を取り扱わないことができる。

(証明等取扱主任者)

第5条 各証明取扱所に証明等取扱主任者を置き、当該証明取扱所に駐在する職員のうちから指定する。

2 証明等取扱主任者は、上司の命を受けて、証明取扱所における事務を掌理し、証明取扱所に駐在する職員を指揮監督する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、証明取扱所における証明事務等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成12年5月31日規則第30号改正)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第7号改正)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月18日規則第28号改正)

この規則は、平成18年7月18日から施行する。

附 則(平成19年10月1日規則第41号改正)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第7号改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日規則第30号改正)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月31日規則第13号改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第2号改正)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。